

Client Paper

10月号 2015 vol.45

峯尾税務会計事務所

Mineo Tax Accounting Firm

発行日 2015年10月1日(木)

経営者の名言

堀場 雅夫(ほりば まさお) ☆堀場製作所 創業者☆

「わしが叱ってるのは、お前に期待してるからや。」

(注)

この言葉は、幹部候補の社員を叱責した際のもの。「お前を5分叱ることで、お前はわしを2時間も3時間も専有したんやど。わかつとるやろうな。わしがもう何も言わんようになったら終わりや。わしが叱ってるのは、お前に期待してるからや」と語った。堀場はその前日から、どのように話せば部下に理解・納得させることができるかを何時間も考えてから叱ったという。平成27(2015)年7月、90歳で死去。

今月の税務カレンダー —平成27年10月分—

○10月13日(火)が期限

・9月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

○10月15日(木)が期限

・特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

○11月2日(月)が期限

・8月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)

・2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

・2月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)

・消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)

・消費税の年税額が4800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)

○10月中において市町村の条例で定める日が期限

・個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)

※重要なものは赤字表記

“あの会社”の社名の由来 ～いすゞ自動車～



国内自動車メーカーで最古の歴史を持つ企業のひとつ。大正5(1916)年、東京石川島造船所自動車部門としてスタート。昭和9(1934)年に商工省標準形式自動車の量産を開始する際、商標を伊勢神宮の「五十鈴川」にちなんで「いすゞ」と命名したのが社名の由来。旧社名は「東京自動車工業」。昭和24(1949)年には商標と社名を統一。「いすゞ」ではなく「いすゞ」が正式名称。「ゞ」の字は書家・永坂石埭の書風で石埭流と呼ばれるもの。

税務当局への外注が大幅増へ

— 年金保険料の強制徴収 マイナンバーで連携強化？ —

税務当局による年金保険料滞納者への強制徴収が大幅に増える見通しだ。この制度は、徴収ノウハウや組織力を持つ国税庁に対し、日本年金機構が徴収権限を委任するもの。年金滞納者の増加に歯止めを掛ける一策として平成22年に開始した。年金機構が税務当局に徴収を“外注”できるのは、①滞納2年以上②厚生年金保険は滞納額1億円以上、国民年金は直近の年間所得1千万円以上③財産を隠ぺいしているおそれがある④納付の意思が見られない といった条件をすべて満たす滞納に限られている。厚労省は税務当局への委任制度の見直しに向け、健康保険法において国民年金は滞納期間要件（前記①）が2年以上から「13か月以上」に引下げられる見込みだ。改正規則は9月下旬に公布され、10月1日から施行される予定となっている。現状では、税務当局への強制徴収委任制度の活用実績は少なく、厚生年金は26年度末までに13件、国民年金保険料ではゼロだった。今後は委任要件を緩和することで、税務当局の“手腕”を活用する機会を増やす。社会保障・税一体改革担当相のもとに組織された「年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム」の報告によると、「最大100件程度へと大幅増加する」という意気込みだ。年金保険料の徴収強化に向けて大きな役割を担うとされているのがマイナンバー制度である。複数の行政間での情報共有がマイナンバー開始で強まるため、年金機構による税務当局への強制徴収委任制度の拡充のほか、全ての国民年金滞納者に督促する体制の構築と、厚生年金の適用逃れを防ぐための仕組み作りが予定されている。国民年金保険料の督促は、基本的に所得400万円以上で未納月数13か月以上の滞納者に対して行われている。厚労省はこうした対応では不十分と考えており、マイナンバーの開始後は個人所得をはじめとした情報の収集・管理を積極的に実施することで、督促対象者を段階的に拡大し、全ての滞納者に督促することを目指す。平成30年度までに、所得300万円以上、未納月数7か月以上の人に督促できる体制を構築することが検討チームの報告書に記されている。厚生年金の適用を逃れている事業所への対策も講じる。社員を雇って給与を支払っている源泉徴収義務者（会社）は、基本的に厚生年金の適用事業所であるが、国が把握している源泉徴収義務者数と厚生年金適用事業所数には75万事業者の差がある。この相違を照合することで厚生年金の適用逃れが発覚する可能性があるとして、国税庁はマイナンバー制度開始後、法人番号を加えた法人情報を年金機構に提出する。厚労省は厚生年金対象事業所との紐付をして、未加入事業所には集中的に加入指導していくそう。このほか、国税・地方税・年金の当局間の情報共有ネットワーク整備が検討チームの報告書に盛り込まれている。マイナンバーを契機に、所得情報や法人情報の共有を図る狙いだ。平成23年度の国民年金の納付率は65%程度で、申告所得税の98%、国民健康保険料の89%を大きく下回っている。一方の厚生年金は、会社が納付義務を負わされているため、納付率98%と、国民年金と比べて未納数が少ない。また、個人から個別に徴収する国民年金は徴収コストに対して回収額が比較的低くなる。具体的には、国民年金の100円当たりの徴収コストは2.91円、強制徴収に限れば90円になる。これに対して厚生年金の徴収コストは100円当たり0.09円と“効率”が良い。個人が納める国民年金と比べて滞納額が大きいため、強制徴収時も費用対効果は高くなる。年金機構が強制徴収の対象として優先的に狙いを定める滞納者は会社であり、個人であれば高額所得者に限られるようだ。真面目に保険料を納めてきた会社からすれば、これまで納付逃れの横行を放置していたことは行政の怠慢にもうつる。徴収体制の強化は必要な対応といえるかもしれない。しかし、一方では、マイナンバーの開始に向けて国家による監視がますます強まっていることへの危惧が高まっている。マイナンバーの運用に対する国民による監視は今後不可欠だろう。

消費税の新規滞納3294億円

— 平成26年度もワースト —

国税庁が発表した平成26年度の国税滞納状況によると、消費税の新規発生滞納額が前年度比117.1%の3294億円であることが分かった。全税目の55.7%を占め、例年同様に税目別滞納額でワーストとなった。消費税以外の税目を見ると、申告所得税1128億円（前年度比98.5%）、法人税674億円（同97.6%）、源泉所得税413億円（同87.4%）、相続税363億円（同118.8%）、その他税目42億円（同86.3%）。消費税率が5%から8%に引き上げられたことが影響して消費税の新規滞納額が480億円増えたことで、全税目の新規発生額（5914億円）の前年度比を108%に押し上げた。平成9年度の消費税増税時は翌年度に最高額となる消費税滞納が発生しており、今年度以降に滞納が増える可能性も考えられる。また、滞納者による自主的な納税や、差し押さえなどの強制執行で、滞納状況を完結した「整理済額」は前年度比98.8%の6681億円だった。国税滞納残高は前年度比6.7%減の1兆646億円で、ピークだった平成10年度（2兆8149億円）と比較すると全税目合計で38%にまで減少している。税目別では、源泉所得税が1877億円、申告所得税が3082億円、法人税が1267億円、相続税が917億円、消費税が3477億円だった。

生命保険活用の勘所 — 増税後の相続税対策に活用 —

相続の際に利用できる生命保険のメリットとしてまず思いつのが、生命保険金固有の非課税枠だ。相続税の基礎控除額は今年から「3千万円+600万円×法定相続人の数」に引下げられたが、生命保険金にはこれとは別に「500万円×法定相続人の数」の非課税枠が設けられている。例えば、配偶者と子ども2人がいるケースでは生命保険金だけで1500万円が相続財産から除外されることになる。目に見える生命保険のメリットといえる。そして、生命保険の一番の特徴は、まとまった額の現金が相続発生後すぐに手に入るという点だ。相続財産の多くは不動産であり、分割が難しい。売却して現金化するにも時間がかかり、相続発生から10か月という相続税の申告期限に間に合わせるために相場より格安で売らざるを得ないこともあり得る。生命保険金を相続税の納税資金に充てれば、そうした不安を減らすことができる。現金が手に入るということは、遺産分割でも力を発揮する。相続財産のほとんどが不動産だと、例えば長男が自宅を相続すると次男と三男に分割できる財産がなくなってしまい遺産分割自体がうまくいかない。受取人固有の財産となる生命保険金があれば、次男と三男の法定相続分に見合う財産を長男の他の固有財産で支払う「代償分割」という方法が使えるわけだ。ただし、代償分割を利用するには、必ず保険金の受取人を長男にしておく必要があるので注意が必要だ。長男の固有財産でなければ代償分割には使えないためだ。まとまった額の現金が手に入り、受取人の固有財産になるという生命保険金の特徴は、事業承継の場面でも役立つ。中小企業の事業承継ではいかに後継者に自社株（経営権）を集中させるかがポイントとなるため、他の相続人の自社株を買い取らなければいけないケースがある。そこで後継者が受け取った生命保険金が自社株買い取りの原資になるわけだ。また、相続財産となる自社株の評価についても、生命保険金による効果は見込める。生命保険金は支払保険料の一部を損金に算入することができるため、株式評価の基準となる会社の利益額を圧縮することができるのだ。保険料の損金算入で株価を下げておいてから生前贈与で株式分散するなど、前もって計画的に相続対策を実行できるのも、生命保険活用の大きな強みになっている。様々な面でメリットの多い生命保険だが当然リスクもある。高い返戻率が設定されていたり支払保険料の全額が損金算入できたりする保険商品には、税務当局が想定していない変則的な税法解釈を適用することで好条件を実現しているものも存在する。これらのいわば法の死角を突いた保険商品に対して税務当局が後追いで規制するという流れは過去からたびたび繰り返されており、今後も突出した好条件で設計されている保険商品については何らかの形で規制される可能性が否定できない。現時点で法に触れているわけではないので、それらの商品を使った節税策が税務当局に直ちに否認されることはないだろうが、将来的に規制されるリスクがあることを認識しておくべきだろう。また、平成27年度税制改正では、生命保険などの支払調書の記載内容を厳格化する内容が盛り込まれた。契約者の死亡によって契約者を変更したときは、そのことを記載した調書を提出することが義務付けられ、通常の契約者変更についても、支払時に「変更後の契約者が払い込んだ保険料の総額」を記載することが義務化された。生命保険を介した財産の移動に対する監視が強まるということであり、契約者変更を踏まえた保険プランを立てているケースでは、痛くもない腹を探られないように税理士などの専門家に相談して対応しておきたい。

承継時の特例を“親族外”にも拡大 — 改正経営承継円滑化法が成立 小規模企業共済の事由も引上げ —

中小企業の事業承継に税優遇を設けた経営承継円滑化法の改正法が今国会で可決成立した。これまで親族承継にしかなかった自社株式の遺留分特例を親族外にまで拡大する内容で、近年増加する第三者への事業承継をサポートすることで中小企業の世代交代を促す狙いだ。また、小規模企業の経営者が、掛金の額や納付期間に応じて退職・廃業・死亡時に共済金を受け取れる「小規模企業共済」の改正法も成立した。子や配偶者への事業承継でも最も多い額を受け取れる「A共済」へ引き上げるなど、共済事由の区分を見直した。経営承継円滑化法では、先代経営者の生前に遺留分権利者全員の合意を得ることで、先代から後継者に贈与された自社株式などの一定の財産を遺留分算定の基礎財産から除外できる特例が設けられている。自社株をめぐる相続争いを予防できるものだが、特例を利用できるのは後継者が親族である場合のみであった。しかし、近年中小企業で親族外承継が増えていることから改正法では、特例の対象を親族外承継まで広げた。また、小規模企業共済は、常時使用する従業員が20人以下（サービス業・小売業などは5人以下）の役員（個人事業主を含む）や、一定の要件を満たした家族従業員が加入できる制度。納付した期間と納めた掛金総額に応じて支払事由が発生した時に共済金を受け取る仕組みだが、これまでは配偶者や子どもへの事業承継は、掛金総額相当しか支払われない「準共済事由」となっていた。しかし、近年では中小企業の新陳代謝の促進が喫緊の課題になっていることから、改正法では配偶者や子への事業承継も死亡や廃業と同様に、掛金に概ね1.5%複利で計算した額が支払われる「A共済事由」へ引き上げた。また、役員の退任で死亡・疾病などを理由としない退任を「準共済事由」から1.0%複利の「B共済事由」へ引き上げた。